

ワールドマスターズゲームズ2027関西交流の場企画運営業務委託仕様書

1 業務委託名

ワールドマスターズゲームズ2027関西交流の場企画運営業務委託

2 目的

ワールドマスターズゲームズ2021関西・滋賀実行委員会(以下「県実行委員会」という。)では、ワールドマスターズゲームズ2027関西(以下「大会」という。)の開催に際して交流の場を設置し、参加者同士等の交流を図り、本県の魅力を体験・発信していただくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年7月30日(金)まで

4 業務の概要

参加者同士等の交流を目的とする本県ならではの体験イベントを開催する。

5 対象者

大会参加者(参加者の同行者(家族等)含む)

6 交流の場概要

実施日	①令和9年5月13日(木) ②令和9年5月23日(日) ※①②に加え、それ以外の日の設定も可能とする。
開催場所	①は大津エリアとする ②は湖北エリアとする
募集人数	100名以上/日
内容	・体験イベント開催時間は18時以降として、2時間程度を想定 ・会場は滋賀らしい雰囲気を演出 ・滋賀ならではの体験ができるプログラム ・食事を提供する場合は、滋賀県産の食材を使用 等

7 参加費

- ・参加者から参加費を徴取することができる。
- ・飲食を提供する場合は、参加費からその実費相当を徴取すること。
- ・交流の場設置にあたり受託者が負担した一切の経費から委託料および参加費を控除して残

余が発生した場合は、県実行委員会と受託者で折半することとする。

8 業務内容等

(1) 広報について

- ・ 交流の場設置について、参加者の募集をはじめとして、広く情報発信を行うこと。なお、媒体の種類は問わない。
- ・ 県実行委員会が実施する広報に協力すること。
- ・ 参加者募集用のホームページを作成すること。また、他のサイトで掲載することがあるため、URLを提供すること。

(2) 運営等について

- ・ 交流の場の企画立案、参加費の決定、参加者の募集・決定、参加費の徴収、参加者の移動手段の手配、食事の手配、場所の手配、進行管理、当日の運営、参加者の旅行保険への加入手続き等一切の業務を行うこと。
- ・ 交流の場における協力者の調整は、必要に応じて県実行委員会と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が委託料から払う。
- ・ 交流の場の集合から解散までの間の移動手段は受託者で手配し、参加者がまとまって行動できるようにすること。なお、借り上げ料は委託料に含む。
- ・ 荒天時等にイベントを中止する基準を定め、参加者および県実行委員会へ連絡すること。
- ・ 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会等の協賛企業等の出展(店)計画があった場合は、別途協議する。
- ・ 専門的な知識や技術を有さないボランティアを配置する予定(5名程度)としており、業務の管理および指示を行うこと。

(3) 交流の場の内容について

- ・ 「6 交流の場概要」を踏まえ、提案すること。
- ・ 県内開催競技参加者だけでなく、県外開催競技参加者が参加しやすい場所で実施すること。
- ・ 国内の参加者だけでなく、国外の参加者も関心のある滋賀ならではの体験ができるプログラムとすること。
- ・ 国外からの参加者も見込まれるため、多言語対応ができるようにすること。
- ・ 雨天時等における対応を準備しておくこと。
- ・ 県内の他の観光地への誘客するための具体的な工夫をすること。

(4) 事業の準備・連絡調整・運営

- ・ 事業実施に向けた準備のための会議または打合せを県実行委員会と定期的に行うこと。また、県実行委員会は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- ・ 受託者は、当該受託業務について連絡調整者を置き、県実行委員会との会議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。

- ・ 事業準備期間から実施までの工程表を作成すること。
 - ・ 事業運営のための進行台本、シナリオ、スタッフ運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。
- (5) 設営、装飾および撤去について
- ・ 交流の場設置に必要な物品等の手配・管理・搬出入、会場での設営および撤去を行うこと。
- (6) 契約・各種手続き
- ・ 交流の場設置のために必要な許認可について、申請等、一連の手続きを行うこと。
 - ・ 交流の場設置のため、契約事務が必要であるものについては、一連の事務処理を行うこと。
- (7) 記録・業務完了報告書の作成
- ・ 交流の場の状況を収めた記録写真を撮影すること。撮影した記録写真について、画像データとして格納したDVD-R(1枚)を提出すること。なお、撮影にあたっては、肖像権およびプライバシーに十分配慮すること。
 - ・ 委託業務の業務完了報告書(様式任意)を作成し、電子データおよび印刷物(A4版両面フルカラー)2部で提出すること。
 - ・ 業務完了報告書には、開催日ごとの参加人数や国籍別の内訳等を記載することとし、詳細については別途、県実行委員会と協議すること。
- (8) マニュアルの作成について
- ・ 受託者が配置するスタッフ用の業務マニュアルを作成し、全スタッフへ配布すること。
 - ・ 緊急時対応マニュアルを作成すること。
 - ・ 医療救護マニュアルを作成し、令和8年12月中に県実行委員会まで提出すること。
- (9) 医療用品の準備について
- ・ イベント開催中に生じた負傷などの対応ができるよう医薬品やAEDを準備しておくこと。
- (10) 留意事項について
- ・ 交流の場の実施にあたっては、県実行委員会と密に協議、連携すること。

9 その他

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県実行委員会と受託者で協議の上、決定する。その他、業務にかかる実施体制(情報セキュリティ管理体制含む)について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県実行委員会に提出すること。
- (2) 各種納品物の納入場所: 県実行委員会事務局
(大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁北新館3階 滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課内)
- (3) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 本業務の遂行のために県実行委員会が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- (5) 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利

利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- (7) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- (8) 成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む)を県実行委員会の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。(契約期間の終了後または解除後も同様)
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たっては次の法令等を遵守しなければならない。
個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (10) 受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。
- (11) 受託者はイベント保険(飲食物危険補償特約を含む)に加入し、加入後は保険書類の写しを交流の場設置の前日までに県実行委員会に提出すること。
- (12) 交流の場設置にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合は、受託者の負担により対処するものとする。
- (13) 大会の標章・マスコットを使用する場合は、別途デザインデータ(ai, jpgまたはpngファイル)を県実行委員会から無償で提供する。
- (14) 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (15) 成果物に関する著作権は、県実行委員会に帰属するものとし、県実行委員会および県実行委員会が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (16) 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を県実行委員会に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (17) 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後10年間これを保存すること。
- (18) 当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用すること。
- (19) その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県実行委員会と受託者が協議の上定めることとする。